宮城県　宮城県仙台市青葉区花京院１丁目１番20号　花京院スクエア　東北厚生局　郵便番号980－8426　電話番号022（716）7331　ＦＡＸ番号022（726）9267

東京都　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館　関東信越厚生局　郵便番号330―9713　電話番号048（740）0810　ＦＡＸ番号048(601)1326

愛知県　愛知県名古屋市東区白壁１丁目15番１号　名古屋合同庁舎第３号館　東海北陸厚生局　郵便番号461―0011　電話番号052（971）8831　ＦＡＸ番号052（971）8861

大阪府　大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館　近畿厚生局　郵便番号541－8556　電話番号06（6942）2241　ＦＡＸ番号06（6946）1500

香川県　香川県高松市サンポート３番33号　高松サンポート合同庁舎　四国厚生支局　郵便番号760―0019　電話番号087（851）9565　ＦＡＸ番号087（822）6299

福岡県　福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目10番７号　福岡第２合同庁舎　九州厚生局　郵便番号812―0013　電話番号092（472）2370　ＦＡＸ番号092（474）2244

沖縄県　沖縄県那覇市樋川１丁目15番15号　那覇第１地方合同庁舎　九州厚生局沖縄分室　郵便番号900－0022　電話番号098（853）7350　ＦＡＸ番号098（853）4495

８　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成21年12月１日（火曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室又は試験地を管轄する地方厚生局若しくは地方厚生支局に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

９　８に関する問合せ先　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局医事課試験免許室　郵便番号100－8916　電話番号03（5253）1111　ＦＡＸ番号03（3503）3559

**理学療法士作業療法士試験委員の公告**

第45回理学療法士国家試験及び第45回作業療法士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成21年９月１日

厚生労働大臣　舛添　要一

試験委員長　出江　紳一

副委員長　椿原　彰夫

委員

| | | | |
|---|---|---|---|
| 安倍　基幸 | 池田　聡 | 生駒　一憲 | |
| 石川　隆志 | 伊橋　光二 | 今井　基次 | |
| 上村　真紀 | 内山　靖 | 大谷　俊郎 | |
| 大橋ゆかり | 苅山　和生 | 木村伊津子 | |
| 小林　毅 | 小林　正義 | 坂田　祥子 | |
| 清水　和彦 | 下堂薗　恵 | 関　勝 | |
| 先﨑　章 | 高橋　正明 | 武田　俊彦 | |
| 田﨑　博一 | 田島　文博 | 玉垣　幹子 | |
| 中馬　孝容 | 辻下　守弘 | 寺西　利生 | |
| 野田美保子 | 長谷　公隆 | 藤澤　宏幸 | |
| 馬庭　壯吉 | 村上　新治 | 目良　幸子 | |
| 渡辺　俊之 | 和田　太 | | |

**第40回視能訓練士国家試験の施行**

視能訓練士法（昭和46年法律第64号。以下「法」という。）第11条の規定により、第40回視能訓練士国家試験を次のとおり施行する。

平成21年９月１日

厚生労働大臣　舛添　要一

１　試験期日　平成22年２月25日（木曜日）

２　試験地　東京都及び大阪府

３　試験科目　基礎医学大要、基礎視能矯正学、視能検査学、視能障害学及び視能訓練学

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第14条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第５項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した視能訓練士養成所において、３年以上、視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成22年３月23日（火曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は視能訓練士法施行規則（昭和46年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第11条第１号若しくは第２号に掲げる学校若しくは養成所において２年以上修業し、かつ、外国語、心理学、保健体育、生物学、物理学、数学（統計学を含む。）及び教育学、倫理学、精神衛生、社会福祉又は保育のうち２科目の各科目を修めた者であって、法第14条第２号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した視能訓練士養成所において、１年以上、視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成22年３月23日（火曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）ただし、平成16年４月１日前に法第14条第２号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した視能訓練士養成所に入学し、又は入所した者で学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は規則第11条第１号若しくは第２号に掲げる学校若しくは養成所において２年以上修業し、かつ、英語、心理学、保健体育及び教育学、倫理学、生物学、精神衛生、社会福祉又は保育のうち２科目の各科目を修めた者に対しても、受験資格を認める。

⑶　外国の視能訓練に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で視能訓練士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑷　法の施行の際（昭和46年７月19日）現に厚生大臣が指定した養成所において、視能訓練士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は当該知識及び技能を修得中の者であって、その修得を法施行後に終えたもの

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　規則様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は関東信越厚生局若しくは近畿厚生局において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは視能訓練士養成所又は関東信越厚生局若しくは近畿厚生局において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に郵便番号及びあて先を記入し、510円の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの

イ　４の⑴、⑵又は⑷に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑶に該当する者が提出する書類　視能訓練士国家試験受験資格認定書の写し

この場合、関東信越厚生局又は近畿厚生局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けること。

なお、４の⑴、⑵又は⑷に該当する者で修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、平成22年３月23日（火曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出されないときは、当該受験は無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成21年12月21日（月曜日）から平成22年１月12日（火曜日）までに、東京都を試験地とする者にあっては関東信越厚生局に、大阪府を試験地とする者にあっては近畿厚生局に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留によるものとし、平成22年１月12日（火曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。